

運委総第313号

令和7年12月18日

大井川鐵道株式会社

代表取締役社長 殿

運輸安全委員会

委員長 李家 賢一

大井川鐵道株式会社大井川本線家山駅構内において発生した
鉄道重大インシデントに係る勧告について

本重大インシデントの原因は、機関車と連結した2両目の客車の連結器の部品である下錠揚げの揚り止めが、連結器を構成する器頭内壁のくぼみから外れ、連結器内部にある錠が正規より高い位置でナックルと接触した状態で上り第52列車が出発したため、走行中に錠がナックルの尾端の勾配に沿って乗り上がり、連結器がナックル開き位置となってナックルが解放されたことにより発生したものと考えられるが、このような事象が発生した背景には、錠揚浮上防止装置の設計及び取付けにおいて、「解放でこ等の作用への影響」、「連結器の作用の検証」が十分に実施されていなかったこと、連結作業が適切に実施されていなかったこと、連結器の保守管理が適切でなかつたことが考えられる。

のことから、当委員会は、本重大インシデントの調査結果を踏まえ、輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置について報告を求める。

記

- (1) 保有する全ての錠揚浮上防止装置が設計の趣旨に沿うものであるか再検討すること。
- (2) 連結器が正しく鎖錠され、錠が正規の位置でナックルと接触する状態にするための対策を講ずること。
- (3) 連結器を扱う係員が作業を行うのに必要な教育を行うとともに、知識及び技能を十分に保有していることを確かめた後に、その作業に従事させること。

なお、貴社において安全を確保するための定期検査や連結器の構造及び作用の理解不足等の事案が多数見受けられたことから、本重大インシデントの再発防止に向けた取組を貴社が単独で行うことは困難と考えられる。したがって、連結器の検査及び修繕方法の見直しに際して、他社の事例等を参考にする必要があると考えられることから、貴社は、係員の知識及び技能の不足を補うため、上記の施策を実施するに当たっては、国の支援を受けつつ、社外からの知見を得るための技術支援等を積極的に活用していくことが望ましい。